

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止届出事案

・・・ 2

公 示

18C1号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年 2 月 1 日

関東運輸局長 河田 守弘

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号	18C1
届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業者名	株式会社 ジャパンタローズ
対象となる路線	<p>事案番号 18C1-1 埼玉県越谷市赤山町1丁目171番地先 埼玉県越谷市七左町2丁目341番2地先 1. 15キロ</p> <p>事案番号 18C1-2 埼玉県越谷市七左町2丁目341番2地先 埼玉県越谷市谷中町2丁目69番1地先 0. 7キロ</p> <p>事案番号 18C1-3 埼玉県越谷市谷中町2丁目69番1地先 埼玉県越谷市谷中町2丁目14番5地先 0. 1キロ</p> <p>事案番号 18C1-4 埼玉県越谷市谷中町4丁目289番地先 埼玉県越谷市新川町2丁目377番地先 0. 85キロ</p> <p>事案番号 18C1-5 埼玉県越谷市新川町2丁目377番地先 埼玉県越谷市西新井1381番1地先 0. 8キロ</p> <p>事案番号 18C1-6 埼玉県越谷市西新井1513番1地先 埼玉県さいたま市岩槻区釣上新田310番1地先 1. 19キロ</p> <p>事案番号 18C1-7 埼玉県さいたま市岩槻区釣上新田310番1地先 埼玉県さいたま市岩槻区釣上新田310番4地先 0. 01キロ</p>

事案番号 18C1-8

埼玉県さいたま市岩槻区釣上新田310番4地先
埼玉県さいたま市岩槻区釣上新田555番1地先
0.6キロ

事案番号 18C1-9

埼玉県さいたま市岩槻区釣上新田555番1地先
埼玉県さいたま市緑区大字大門4201番1地先
0.4キロ

事案番号 18C1-10

埼玉県さいたま市緑区大字大門4201番1地先
埼玉県さいたま市緑区大字大門4454番地先
1.26キロ

事案番号 18C1-11

埼玉県さいたま市緑区大字大門4454番地先
埼玉県さいたま市緑区大字下野田711番地先
0.2キロ

事案番号 18C1-12

埼玉県さいたま市緑区大字下野田711番地先
埼玉県さいたま市緑区大字下野田695番地先
0.16キロ

休止の予定日

平成30年7月1日

休止を必要とする理由

さいたま市をはじめ、越谷市からの強い要望により平成18年11月より越谷駅西口～浦和美園駅～埼玉スタジアムを結ぶバス路線が開通しました。当初は、一日当たり50便（25往復）を運行していましたが、住宅の開発が遅々と進まず、利用者は伸び悩んでいる状況で有り、度重なるダイヤ再編で現在は、平日3便（1.5往復）まで減便させ維持して参りました。ご利用になられる乗客も一日当たり2～3人程度であり、今後も増加する見込みも立ちませんので休止いたします。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は埼玉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

（参 考）

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく休止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

公 示

18C2号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年2月1日

関東運輸局長 河田 守弘

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号	18C2
届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業者名	株式会社 ジャパンタローズ
対象となる路線	<p>事案番号 18C2-1 埼玉県越谷市千間台東1丁目9番地1地先 埼玉県越谷市大字下間久里774番地1地先 1.3キロ</p> <p>事案番号 18C2-2 埼玉県越谷市大字上間久里373番地1地先 埼玉県越谷市大字大泊269番地6地先 0.6キロ</p> <p>事案番号 18C2-3 埼玉県越谷市大字大泊269番地6地先 埼玉県越谷市大字大泊436番地12地先 0.3キロ</p> <p>事案番号 18C2-4 埼玉県越谷市大字大泊436番地12地先 埼玉県越谷市大字大泊448番地9地先 0.2キロ</p> <p>事案番号 18C2-5 埼玉県越谷市大字大泊448番地9地先 埼玉県越谷市大字大泊214番地1地先 0.3キロ</p> <p>事案番号 18C2-6 埼玉県越谷市大字大泊214番地1地先 埼玉県越谷市大字大泊632番地29地先 0.3キロ</p> <p>事案番号 18C2-7 埼玉県越谷市大字下間久里757番地7地先 埼玉県越谷市宮前1丁目5番地24地先 3.3キロ</p>

事案番号 18C2-8

埼玉県越谷市宮前1丁目5番地24地先

埼玉県越谷市東越谷5丁目15番地10地先

0.4キ口

事案番号 18C2-9

埼玉県越谷市東越谷5丁目15番地10地先

埼玉県越谷市東越谷3丁目15番地1地先

0.2キ口

事案番号 18C2-10

埼玉県越谷市東越谷3丁目15番地1地先

埼玉県越谷市東越谷3丁目16番地1地先

0.3キ口

事案番号 18C2-11

埼玉県越谷市東越谷3丁目16番地1地先

埼玉県越谷市東越谷10丁目54番地1地先

0.7キ口

事案番号 18C2-12

埼玉県越谷市東越谷10丁目39番地2地先

埼玉県越谷市東越谷10丁目47番地2地先

0.2キ口

事案番号 18C2-13

埼玉県越谷市東越谷10丁目81番地先

埼玉県越谷市東越谷10丁目54番地1地先

0.3キ口

事案番号 18C2-14

埼玉県越谷市下間久里761番1地先

埼玉県越谷市向畑961番地先

2.92キ口

事案番号 18C2-15

埼玉県越谷市下間久里715番10地先

埼玉県越谷市下間久里723番7地先

0. 1キ口

事案番号 18C2-16

埼玉県越谷市下間久里723番7地先

埼玉県越谷市下間久里753番地先

0. 11キ口

事案番号 18C2-17

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏上河原2267番
1地先

埼玉県北葛飾郡松伏町松葉1丁目4番1地先

0. 54キ口

事案番号 18C2-18

埼玉県越谷市千間台東2丁目372番1地先

埼玉県越谷市千間台東3丁目689番1地先

0. 26キ口

事案番号 18C2-19

埼玉県越谷市千間台東3丁目689番1地先

埼玉県越谷市上間久里159番1地先

0. 33キ口

事案番号 18C2-20

埼玉県越谷市上間久里159番1地先

埼玉県越谷市上間久里399番1地先

0. 15キ口

休止の予定日

平成30年7月1日

休止を必要とする理由

せんげん台線は、越谷市をはじめ、関係自治会並びに地域住民の皆様からの署名が多く集められ、平成23年4月にせんげん台駅東口～越谷市立病院を結ぶバス路線が開通しました。開通当初から乗客の利用が伸び悩み、幾度かのダイヤ改正、並びに改善策として関係各所からの強い要望により平成27年10月よりせんげん台駅東口～東埼玉テクノポリス間を結ぶ大杉公園通り線、平成29年4月よりせんげん台駅東口～上間久里を循環する上間久里循環線を運行し利用者の確保に取り組みました。しかし、一向に乗客の増加が見込めず、当初から行政の

補助も無く、会社経営上並びに現在深刻な問題である人員不足により路線の維持が困難な状況となりましたので休止いたします。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は埼玉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

（参 考）

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく休止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。